

# 製造業における特定技能外国人材向けジョブフェア 参加企業の募集

開催日時	2023年2月22、24、27日(仮)* 13:00-16:30	対象	外国人材を雇用したい日本企業の方 *経済産業省の所管する、素形材・産業機械 ・電気電子情報関連製造業分野に限ります。
実施方法	オンライン (WebEX)	参加費	無料

\*お申込み締め切り後、上記日程のいずれかで日程調整をさせていただきます。

## イベント概要

本イベントでは、日本企業の皆様に、外国人材への企業紹介や質疑を通じて、特定技能外国人制度の利用による人材獲得の一助とすることを目的として実施いたします。なお、外国人材の方に日本企業を紹介することを目的としており、直接の採用活動とは異なります。

外国人材の雇用にご関心のある日本企業の方のご参加をお待ちしております。

日本で働きたい  
外国人材へ  
自社の魅力をアピール!

## プログラム内容

- ・参加する外国人材に対し各企業より企業紹介・質疑応答（各企業約20分）
- ・事務局が提供するオンラインルームでの説明（日時は事務局で調整の上決定させていただきます。予めご了承ください。）
- ・説明は原則日本語で行っていただきます。通訳はありません。

## 参加要件

- ・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野※に該当し、1号特定技能外国人の受入れ希望のある事業者

※対象業種については以下リンク先及び裏面資料1参照

<https://www.sswm.go.jp/assets/img/top/gaikokujinzai.pdf>

## 参加する外国人材

- ・インドネシア、タイ、フィリピン、ネパール、及び日本国内での製造分野特定技能1号評価試験※、日本語能力試験に合格した者、及び合格を目指している者(国籍不問)
- ・海外在住の元技能実習生等(主にインドネシア、タイ、フィリピン、ネパール等)
- ・国内にいる技能実習終了予定者(国籍不問)

※試験等の対象業務区分については裏面資料2参照

等

お申込（締め切り：2023年1月25日(水)）※応募多数の場合には早めに締め切ります。

お申込専用URL [https://entry.sswm.go.jp/jobfair\\_business/](https://entry.sswm.go.jp/jobfair_business/)

上記URL又は右記QRコードよりお申込ください。

ジョブフェア開催日の2日前までに当日参加用のURLを送付いたします。



## お申し込み・開催に際しての留意事項

- 外国人材参加者の方は、主に、日常会話レベルの日本語能力を有する方にご参加いただけます。
- 企業紹介/説明は、日本語でお願いいたします。通訳はありませんので、ゆっくりとわかりやすい日本語でご説明ください。
- 本イベントは、外国人材の方に日本企業を紹介することを目的としており、直接の採用活動とは異なります。
- 職業紹介業等の方はお申し込みいただけません。
- 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野で特定技能外国人材の受入れを希望する事業者は、受入れにかかる出入国在留管理庁への在留申請時には協議・連絡会の構成員である必要があります。
- 本セミナーの申込に際して登録いただいた個人情報は、以下のページの記載に則って、適切に管理をいたします。  
<https://www.sswm.go.jp/privacypolicy/>
- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます
- 録音、撮影、キャプチャ、スクリーンショットはご遠慮ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 海外産業人材育成協会 (AOTS) 事業推進第2グループ  
電話番号 03-3888-8214 E-mail: [info-sswm-ht@aots.jp](mailto:info-sswm-ht@aots.jp) (担当: 杉田、長井、志村)

## 資料1

### 製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
3295	工業用模型製造業

（参考1）特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（[告示に関するガイドライン](https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf)）（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf>

（参考2）日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html#e](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e)

## 資料2

### 特定技能外国人材が従事できる業務（業務区分）

- 特定技能外国人材が従事できる業務区分は、「機械金属加工」「電気電子機器組立て」「金属表面処理」の3区分。（令和4年8月30日の閣議決定により変更）  
 ※令和4年度の試験は旧19区分にて実施。

業務区分と対象となる技能	定義
<p><b>①機械金属加工</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳造</li> <li>・ ダイカスト</li> <li>・ 金属プレス加工</li> <li>・ 工場板金</li> <li>・ 鍛造</li> <li>・ 鉄工</li> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 溶接</li> <li>・ 塗装</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事</p>
<p><b>②電気電子機器組立て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械加工</li> <li>・ 仕上げ</li> <li>・ プラスチック成形</li> <li>・ 電気機器組立て</li> <li>・ 電子機器組立て</li> <li>・ プリント配線板製造</li> <li>・ 機械検査</li> <li>・ 機械保全</li> <li>・ 工業包装</li> </ul>	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事</p>
<p><b>③金属表面処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ めっき</li> <li>・ アルミニウム陽極酸化処理</li> </ul>	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事</p>